

副

第8回黒潮町議会6月定例会会議録

平成28年6月9日 開会

平成28年6月16日 閉会

黒 潮 町 議 会

黒潮町議会 6 月定例会会議状況

月 日	曜日	会 議	行 事
6 月 9 日	木	本会議	開会・会期の決定・提案理由の説明・質疑・ 委員会付託・委員会
6 月 10 日	金	休 会	委員会
6 月 11 日	土	休 会	休 会
6 月 12 日	日	休 会	休 会
6 月 13 日	月	休 会	委員会
6 月 14 日	火	本会議	一般質問
6 月 15 日	水	本会議	一般質問
6 月 16 日	木	本会議	一般質問・委員長報告・ 委員長報告に対する質疑、討論・採決・閉会

黒潮町告示第 53 号

平成 28 年 6 月第 8 回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 28 年 6 月 2 日

黒潮町長 大 西 勝 也

記

- | | | |
|-----|---|------------------|
| 1 期 | 日 | 平成 28 年 6 月 9 日 |
| 2 場 | 所 | 黒潮町本庁舎 3 階 議会議事堂 |

平成28年6月9日(木曜日)

(会議第1日目)

応招議員

1番	坂本あや	2番	濱村博	3番	藤本岩義
4番	山崎正男	5番	澳本哲也	6番	宮川徳光
7番	小永正裕	8番	中島一郎	9番	宮地葉子
10番	森治史	11番	池内弘道	12番	浅野修一
13番	小松孝年	14番	矢野昭三		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
総務課長	森田貞男	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	川村一秋	住民課長	藤本浩之
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	宮地丈夫
まちづくり課長	金子伸	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	矢野雅彦	海洋森林課長	尾崎憲二
建設課長	今西文明	会計管理者	小橋智恵美
教育長	坂本勝	教育次長	畦地和也

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

2番 濱村博

3番 藤本岩義

議事日程第1号

平成28年6月9日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第9号から議案第19号まで

(提案理由の説明・質疑・委員会付託)

●町長から提出された議案

- 議案第 9 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 28 年度国民健康保険事業特別会計補正予算)
- 議案第 10 号 黒潮町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議案第 11 号 黒潮町証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 12 号 黒潮町介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 議案第 13 号 黒潮町心身障がい児(者)福祉手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 14 号 黒潮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 15 号 黒潮町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 16 号 平成 28 年度黒潮町一般会計補正予算について
- 議案第 17 号 黒潮町防災広場造成工事の請負契約の変更契約の締結について
- 議案第 18 号 黒潮町防災拠点施設 1 号調整池整備工事の請負契約の変更契約の締結について
- 議案第 19 号 黒潮町道の路線認定について

●委員会に付託した陳情・要請・請願

- 陳情第 14 号 「国の責任による 35 人以下学級の前進」を求める陳情書について
- 陳情第 15 号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める陳情書について
- 陳情第 16 号 「大学生への給付制奨学金創設」を求める陳情書について
- 陳情第 17 号 「特別支援学校の設置基準」策定を求める陳情書について
- 陳情第 18 号 「給食費の無償化」をもとめる陳情書について

議 事 の 経 過

平成 28 年 6 月 9 日
午前 9 時 00 分 開会

議長（矢野昭三君）

おはようございます。

ただ今から、平成 28 年 6 月第 8 回黒潮町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

これより、日程に従って会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

初めに、報告第 1 号から第 6 号までが町長から、報告第 7 号から第 10 号までが監査委員から提出されました。議席に配布していますので、ご確認願います。

次に、本日までに受理しました陳情書は、議席に配布しております文書表のとおりです。

陳情第 14 号から第 18 号までを総務教育常任委員会に付託します。

次に、議長の行動報告につきましては議席に、また、町長の行動報告につきましては全員協議会でそれぞれ配布しておりますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

おはようございます。

本日は、平成 28 年 6 月第 8 回黒潮町議会定例会を招集させていただきましたところ、何かとご多用の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

それでは、3 月定例議会以降の主なものにつきまして行政報告をさせていただきます。

初めに、佐賀診療所の状況について報告させていただきます。

平成 13 年 4 月から、佐賀診療所におきまして 15 年もの長きにわたり佐賀診療所長としてご勤務いただきました眞崎医師が、4 月 30 日をもって医療法人佐賀診療所を閉院されました。在任中には佐賀地域の医療をお支えいただき、衷心より感謝を申し上げる次第でございます。

その後任と致しまして、医療法人祥星会聖ヶ丘病院様が新井院長をお迎えし、5 月 16 日から医療法人祥星会佐賀診療所として開院をいただいたところでございます。

佐賀地域の住民の皆さまにはこれまでいろいろとご心配をお掛けしてまいりましたが、今後とも引き続き佐賀診療所をよろしくお願い申し上げます。

次に、拳ノ川診療所について状況を報告させていただきます。

松村医師が 1 月 31 日に退職された後、代診による予約診療ではございますが、月曜日の午後は幡多医師会長の木俵医師、火曜日は高知医療センターから澤田医師、木曜日につきましては高知医療センターから、午前が矢野医師、午後は澤田医師に、それぞれ診療をいただいているところでございます。また、6 月からは、幡多希望の家に勤務されておられます山本医師が、新たに金曜日の午後に診療をいただいているところでございます。

引き続き医師の募集も継続してまいりますが、当面は県や幡多医師会のご支援をいただきながら、現在の状

況を維持していかないければならないと考えております。

次に、平成 27 年度普通会計等の決算見込みの概要について報告させていただきます。

平成 27 年度普通会計の決算は、積極予算の中でも財政健全化に努めた結果、歳入から歳出を単純に差し引いた形式収支が約 3 億 9,000 万となる見込みでございます。このうち、繰越財源の約 9,000 万を差し引いた実質収支が 3 億円程度の黒字となる見込みでございます。

他の特別会計の決算でございますが、国民健康保険事業特別会計につきましては、約 2 億 3,700 万の大幅な赤字となる見込みでございます。このことから、昨年度に引き続き繰上充用を行う補正予算を 5 月 31 日付で専決処分し、今議会で承認をいただくため上程させていただいてるところでございます。

また、地方公営企業法適用の水道事業会計も、約 100 万円の純損失の見込みとなっております。

他の特別会計はすべて黒字決算となる見込みでございます。

今後も、南海地震対策や庁舎移転建設などの大型事業を控えておりますので起債残高も増加が予想されることから、今まで以上に慎重な財政運営を心掛けていかなければならないと考えております。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（矢野昭三君）

これで町長の発言を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、2 番濱村博君、3 番藤本岩義君を指名します。

日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 16 日までの 8 日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、会期は 8 日間に決定しました。

日程第 3、議案第 9 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度国民健康保険事業特別会計補正予算）から、議案第 19 号、黒潮町道の路線認定についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、平成 28 年 6 月第 8 回黒潮町議会定例会に提案させていただきます議案につきましてご説明させていただきます。

今議会で提案させていただきます議案は、議案第 9 号、専決処分の承認を求めることについてから、議案第 19 号、黒潮町道の路線認定についてまでの 11 議案でございます。

内訳は、専決処分の承認を求めることが 1 件、条例の一部改正が 5 件、条例の廃止が 1 件、補正予算が 1 件、工事の請負変更契約の締結が 2 件、町道の路線認定 1 件となっております。

まず、議案第 9 号、専決処分の承認を求めることについて説明させていただきます。

この専決処分は、平成 27 年度の国民健康保険事業特別会計決算見込みで、歳入が歳出に対し約 2 億 3,690 万円の不足が生じることから、地方自治法施行令第 166 条の 2 の規定により、平成 28 年度国民健康保険事業特

別会計予算からの繰上充用を行うことと致しました。

よって、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により報告させていただきますとともに議会の承認を求めるものでございます。

国保事業の健全化につきましては、本年において国保税の改正とともに地方消費税交付金を充当し、6,000 万円の法定外繰出を行うことと致しております。

また、国保制度を維持していくためには、医療費適正化の推進とともに国保税の歳入確保に向けて一層取り組んでまいります。

今後は、高知県が事業者となる 30 年度をめどに国の財政支援を見極めながら累積赤字の解消に取り組み、国保事業の健全化を図ってまいりたいと考えております。今後も被保険者の皆さまの一層のご支援、ご協力をお願いするものでございます。

次に、議案第 10 号、黒潮町職員定数条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正は、上位法の農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律により、条例の整理を図るため条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 11 号、黒潮町証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましても、上位法の農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律により、条例の整理を図るため条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 12 号、黒潮町介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について説明させていただきます。

この条例の廃止につきましては、介護予防拠点施設として位置付けられております蛭川健康支援センターが、これまで介護予防の拠点施設としての利用や、であいの里蛭川として、交流の場としての活用や研修および憩いの場などとして利用されておりましたが、本年度から集落活動センター事業の拠点施設として利用することとなったため、この条例を廃止し集落活動センターとして活用するものでございます。

次に、議案第 13 号、黒潮町心身障がい児（者）福祉手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正は、障がいをお持ちの皆さまへの自立、および社会参加等のための給付金、福祉手当の支給の適用範囲を広げ、より多くの障がいをお持ちの皆さまへ支給することができるよう改正を行うとともに、条文の修正等を行うものでございます。

次に、議案第 14 号、黒潮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、デイサービスと呼ばれる通所介護サービスのうち、小規模な通所介護事業所が行う通所介護サービスは少人数で生活圏域に密着したサービスであることなどから、地域包括ケアシステムの構築を図る上で整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるため、介護保険法において地域密着型サービスに位置付けられたことから、地域密着型通所介護に関する規定を加えるものでございます。

併せて、この条例の改正に伴う適用条項の調整、および介護保険法の改正に伴う調整を行うものでございます。

次に、議案第 15 号、黒潮町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正は、介護保険法および関係政省令の一部改正により、介護予防認知症対応型通所介護の運営推進会議の設置等の規定を加えるとともに、この改正に伴う条項の調整、および介護保険法の改正等に伴う適用条項の調整を行うものでございます。

次に、議案第 16 号、平成 28 年度黒潮町一般会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算は、既決の予算に歳入歳出それぞれ 4,937 万 9,000 円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ 121 億 6,350 万 5,000 円とするものでございます。

今回の補正予算の主な事業は、大学、高校の 4 校が年間 300 人、延べ 2,000 泊の経済効果が見込まれることによる大方球場の安全性の確保と施設の充実を図るための改修経費 6,505 万 1,000 円、心身がい害児者福祉手当の支給対象者の拡充に伴う経費 80 万円、佐賀北部の集落活動センターの直販所、および若山楮（こうぞ）作業棟新設工事の経費 2,111 万 8,000 円、不良住宅の除却などの防災面や移住促進を行う上で 1,000 軒以上あると思われる空き家の現状を把握する、空き家対策実態調査業務委託経費 888 万 9,000 円などを計上しております。

これら歳出に対する歳入は、各事業に伴う国、県の補助金および起債を借り入れ充当し、収支につきましては財政調整基金によって調整をさせていただきました。

次に、議案第 17 号、黒潮町防災広場造成工事の請負契約の変更契約の締結について説明させていただきます。

平成 27 年 12 月、第 5 回黒潮町議会定例会において議決をいただきました、議案第 63 号、黒潮町防災広場造成工事の請負契約の締結についての契約内容を変更したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 18 号、黒潮町防災拠点施設 1 号調整池整備工事の請負契約の変更契約の締結について説明させていただきます。

平成 27 年 12 月、第 5 回黒潮町議会定例会において議決をいただきました、議案第 64 号、黒潮町防災拠点施設 1 号調整池整備工事の請負契約の締結についての契約内容を変更したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 19 号、黒潮町道の路線認定について説明をさせていただきます。

この路線は、佐賀地区漁業集落環境整備事業により避難路として整備する、JA 高知はた佐賀支所前から町道本村柿政線へつなげる路線を新本村線として、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき町道に認定することについて議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上でございますが、最終日に人権擁護委員の推薦について意見を求めることについての 2 議案を提案させていただく予定となっておりますので、併せてよろしくお願ひ致します。

それではこの後、副町長、関係課長に補足説明をさせますので、慎重なご審議の上、適切なお決定を賜りますようよろしくお願ひ致します。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

おはようございます。

それでは私の方から、議案第 9 号、専決処分の承認を求めることについての補足説明をさせていただきます。平成 28 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算書、専決第 1 号の予算書でございますが、こちらの黄色の予算書をご覧くださいませ。

この予算につきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、同条第 3 項

の規定により報告するとともに、議会の承認を求めるものです。

予算総額について説明をさせていただきます。歳入は3ページ、そして歳出は5ページをご覧ください。

補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億3,687万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億6,037万4,000円としたものでございます。

歳出について説明を致します。9ページをお開きください。

前年度繰上充用金2億3,687万3,000円を計上していますが、これは平成27年度国保会計決算の見込みが、歳入が約21億9,781万円、歳出が約24億3,468万円となり、収支差引が約2億3,687万3,000円不足致しますので、この不足額を平成28年度の財源から補てんするため予算措置を行い、平成27年度へ繰上充用をしたものでございます。

歳入不足の内訳は、平成26年度までの財源不足に繰上充用で支出した約2億1,830万円と、平成27年度単年度の不足額が約1,857万円の、合計2億3,687万3,000円となります。

歳入についてご説明を致します。8ページをご覧ください。

歳入は歳出の繰上充用額と同額の国庫支出金を増額補正したものでございます。従いまして、27年度単年度で1,857万円の赤字を計上致しまして誠に申し訳ございません。28年度は単年度収支で黒字に転じるよう、一層努力してまいりたいと思います。

以上で議案第9号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは議案第10号、黒潮町職員定数条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。議案書は4ページから5ページでございます。参考資料の新旧対照表は1ページをお開きください。

この条例の改正につきましては、上位法の農業委員会等に関する法律の一部改正に伴いまして黒潮町職員定数条例の一部を改正するもので、第1条中傍線の部分の、農業委員会の職員の定数は条例で定められている条項が、第20条第2項から第26条第2項に改正をされましたので、これに伴い条項の整理を図るものでございます。

以上で議案第10号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第11号、黒潮町証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。議案書の方は6ページから7ページでございます。参考資料の新旧対照表につきましては2ページをお開きください。

この条例の改正につきましても、上位法の農業委員会等に関する法律の一部改正に伴いまして黒潮町証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正するもので、第2条の第8号中、傍線部分の、農業委員会はその所掌事務を遂行するため必要があるときは農地等の所有者、農業者、その他の関係者に出頭を求めることができます条項が第29条第1項から第35条第1項に改正をされましたので、これに伴い条項の整備を図るものでございます。

以上で議案第11号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

私の方から、議案第12号から議案第15号までの補足説明を行います。

まず、議案第12号、黒潮町介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書および条例案は8ページから掲載されておりますので、ご参照をお願いします。

この条例で定められております介護予防拠点施設は、黒潮町蛭川にある旧蛭川小学校を活用した蛭川健康支援センターとなります。

この蛭川健康支援センターにつきましては、これまでは高齢者等の介護予防と介護状態の悪化を防ぐため、健康相談やがん検診などの場として利用するとともに、併せて、であいの里蛭川として宿泊客を受け入れ、地域資源を活用した田舎暮らし体験などを行っており、高齢者や若者、地域との交流、研修および憩いの場としても利活用していただいているところです。

しかしながら、本年度から集落活動センター事業の拠点施設としてこの施設を利用することとなったことから、この条例を廃止し、集落活動センターとして利活用できるようにするものです。

以上、誠に簡単ではありますが、議案第12号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第13号、黒潮町心身障がい児（者）福祉手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を行います。議案書および条例案は、10ページ、11ページに掲載されております。また、新旧対照表につきましては参考資料の3ページから記載されておりますので、ご参照をいただきたいと思っております。

これまで黒潮町では、障がいをお持ちの皆さまに年額1万円の福祉手当を支給して、自立および社会参加等に役立てていただくこととしておりましたが、黒潮町障がい者連盟からの要望等もあり、今回の条例改正では支給の範囲を拡充するよう改正を行うことが主な理由となっております。

併せまして、条文の修正などを行った改正案となっております。

それでは、参考資料の3ページの新旧対照表に基づき、詳細について説明をさせていただきます。

まず、3ページの第1条の精神障がい児（者）の追加につきましては、障がい者対策の基本的理念を示す法律障害者基本法において、障がい者の定義が、身体障がい、知的障がい、精神障がいと定められていることから、精神障がい児（者）も支給対象とするために追加するものとなります。

次に、用語の定義を規定している第2条では、第1項で語句の調整を行っております。

また、第2条の各号に規定されている対象者の改正につきましては、これまでは第1号および第4号において、第1号では満20歳未満の知的障がい児で、療育手帳A、A1、A2と判定された児童を支給対象と定め、また第4号では、満20歳以上の場合で、療育手帳A、A1、A2と判定された者と別々に、知的障がいの方の支給範囲を規定しておりましたが、改正案ではそれらを統一し、第1号で満20歳の年齢制限なしに、療育手帳の障がいの程度がA、A1、A2と判定された方を対象とするよう、適用範囲の明確化を行うこととしております。

次に、現行の規定では、第2号において満20歳未満で障がいの程度1級または2級の児童、および、第3号の満20歳以上の者で障がいの程度1級の者と身体障がい者について規定しており、満20歳未満の児童のみ、障がいの程度2級を支給対象として定めておりましたところを、改正案第2号において、年齢による制限なしに身体障がい者等級表による等級が1級または2級の者と定め、支給範囲を広げる改正を行うものとしております。

改正案第3号につきましては、精神障がい者保健福祉手帳の障がい等級が1級の者の規定を追加して、精神障がいと認定された方も、追加して支給対象とする改正案となっております。

4ページ。

第2条第2項の保護者の定義に関する条文につきましては、これまでは、知的障がい、および身体障がいの2つの障がいしか支給の対象となっていなかった規定から精神障がいを加えたことから、3つの障がいをまとめ、

心身障がい児（者）と統一した表現となるよう改めております。

第3条第1項の改正につきましては、障がいの程度などを認定する規定があいまいであったことから、基準日を7月1日と規定して、認定する日を明確にしております。

以降、4ページから5ページの改正につきましては、この条例において各法律が参照されていないにもかかわらず、省略した表現が規定されていたため削る改正を行い、5ページ上段では、児童福祉法の定義があいまいな定義となっていたため、法律の定義を改める改正を行っております。

以上で議案第13号の補足説明を終わります。

議案第14号、黒潮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について補足説明を行います。議案書および条例案は、12ページから29ページまで記載されております。また、新旧対照表につきましては参考資料の6ページから記載されておりますので、ご参照をいただきたいと思っております。

今回の改正は、介護保険のサービスの中のデイサービスと呼ばれる通所介護サービスのうち、利用定員19名未満の小規模な通所介護事業所が行う通所介護サービスは、少人数で生活圏域に密着したサービスであること、および、住まい、医療、介護、予防、生活支援などの支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を図る上で、整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるため、平成28年4月より改正された介護保険法において地域密着型サービスに位置付けられたことから、この条例を改正し、地域密着型通所介護に関する基準を加えることが主な改正理由となります。

併せまして、地域密着型通所介護に関する基準を追加することに起因する関連条項の調整を行うとともに、介護保険法の改正に伴う適用条項の調整等を行った改正案となっております。

なお、改正された介護保険法の施行は平成28年4月からとなっておりますが、市町村における運営基準の条例制定は1年間の経過措置が取られていることになっていることから、今議会への提案となっております。

それでは、参考資料6ページの新旧対照表に基づき説明をさせていただきます。

まず、6ページの目次につきましては、第3章の2として地域密着型通所介護の章を設け、地域密着型通所介護に関する人員、設備および運営に関する基準を加えることとしております。

9ページから10ページの改正につきましては、地域密着型通所介護に関する基準を追加することに起因する適用条項の調整、および介護保険法の改正に伴う調整となっております。

11ページからの第3章の2、地域密着型通所介護の追加につきましては、今回の条例改正の主な目的となるものですが、第61条の2で基本方針を定め、第2節人員に関する基準につきましては、第61条の3から、14ページ第61条の4管理者までとして定め、さらに、第3節設備に関する基準として第61条の5を定めております。

最後に、16ページの第61条の6心身の状況等の把握から、24ページの第61条の20準用までを、第4節運営に関する基準として規定しております。

さらに、24ページからの第5節指定療養通所介護の事業の基本方針ならびに人員、設備および運営に関する基準としまして、難病等を有する重度要介護者、または、がん末期の方で、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要な方を対象とする療養通所介護に関する基準を、第61条の21から35ページの第61条の38準用まで、人員、設備及び運営について規定しております。

なお、この指定療養通所介護サービスにつきましては、黒潮町内に該当する施設はありませんが、設置の申請等があった場合に備え整備しておくものとなります。

次に、35ページ下段から36ページ上段の第65条第4項の、町長から市町村長への改正につきましては、特

別な理由がある場合など、黒潮町の施設だけではなく他市町村の施設を地域密着型サービスとして指定することもあり得ることから、市町村長に届け出るものと改めることとしております。

37 ページの第 69 条、および第 70 条を削除する改正につきましては、地域密着型通所介護の規定として、追加した第 61 条の 6 および 7 で、心身の状況等の把握及び利用料等の受領について規定する改正を行うため、重複する規定となるため削除を行うものです。

以下、39 ページの第 74 条、および、第 76 条から 41 ページ第 80 条の 2 までにつきましても、改正案として追加した部分と重複する規定となる条項を削除するものとなっております。

このため、42 ページの第 81 条の記録の整備、および第 82 条の準用で、適用する条項の調整を行い、削除した規定を補うとともに、第 82 条の後段で読み替えを行うことにより、これまでの規定と同様の規定となるよう定めております。

43 ページの第 107 条の削除につきましても、先の改正理由と同様に、第 61 条の 17 として同様の規定が追加されることとなったため削除するもので、44 ページからの第 109 条や 45 ページの第 110 条などにより、適用する条項の調整を行うことで、これまでの規定と同様となるよう修正しているものです。

以下、45 ページ下段の第 111 条から改正案の最終ページとなる 53 ページまでは、介護保険法の改正に伴う調整、および、地域密着型通所介護として追加された内容と重複する規定となる条項を削除したことに起因する調整などを行う改正案となっております。

なお、今回の条例改正は、小規模な通所介護サービス事業者が地域密着型通所介護に移行することができるよう、地域密着型通所介護に関する規定の追加および法令等の改正による調整が主なものです。

この地域密着型通所介護に該当する黒潮町内の業者は、通所介護事業所こぶし、同じく、鹿島ヶ浦、デイサービスセンター浮鞭の 3 事業所となっており、改正された条例が施行されることとなりますと、この条例に定める規定により運営がされることとなります。

以上で議案第 14 号の補足説明を終わります。

最後に、議案第 15 号、黒潮町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について補足説明を行います。議案書および条例案は 30 ページから掲載されております。また、新旧対照表につきましては参考資料の 54 ページから記載されておりますので、ご参照をいただきたいと思います。

今回の条例改正につきましては、介護保険法および関係省令の一部改正に合わせての改正で、介護予防認知症対応型通所介護の運営推進会議の設置の規定を追加することが、条例改正の主な理由となります。

この介護予防認知症対応型通所介護サービスにつきましては、本町では、現在のところサービスの提供は行われていないところではありますが、サービスの提供の開始等に備え条例を整備するものです。

また、条例の整備に併せ、介護保険法の改正に伴う適用条項の調整などを行うこととして、改正案を作成しております。

それでは、参考資料 54 ページの新旧対照表に基づき説明をさせていただきます。

まず、54 ページの第 8 条の町長を市町村長に改めることにつきましては、特別な理由がある場合など、黒潮町内の施設だけではなく他市町村の施設を地域密着型サービスとして指定することもあり得ることから、市町村長に届け出るものと改めることとしております。

また、第 10 条の第 1 項および第 2 項の改正につきましては、介護保険法の改正に伴う適用条項の調整を行っております。

次に、55 ページの地域との連携等を定める第 40 条の改正につきましては、今回の条例改正の目的である介

護予防認知症対応型通所介護の規定に運営推進会議の規定の追加を行っております。

これまでの規定は、地域との交流を図らなければならないと規定しておりましたが、改正案では、利用者、利用者の家族、地域住民の代表、市町村の職員、地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等によって構成される運営推進会議を設置して、6カ月に1回以上、活動状況を報告し、運営推進会議から評価や必要な要望、助言を聞く機会を設けなければならないと規定するとともに、第2項では、その記録を作成し公表しなければならないと規定しております。

また、56ページの第41条の記録の整備では、運営推進会議での報告、評価、要望、助言等の記録を整備しなければならないことを追加しております。

56ページ下段から57ページおよび58ページ上段までの、地域との連携等を定めている第63条の第1項から第5項を削除する改正につきましては、介護予防認知症対応型通所介護の規定として、第40条の改正を行うことにより重複する規定となるため削除するものとなります。

このため、58ページの第65条記録の整備、および、第66条の準用において削除される条項から、改められた第40条の規定に適用条項を変更する調整を行うとともに、第66条の後段で読み替えの調整を行うことにより、これまでの規定と同様の規定となるよう定めております。

以下、59ページの第86条および第87条の介護予防認知症対応型共同生活介護に関する記録の整備及び準用に関する改正につきましても、同様の理由となる改正を行うものです。

なお、この条例改正につきましても、改正された介護保険法の施行は平成28年4月からとなっておりますが、市町村における運営基準の条例制定は1年間の経過措置が取られていることになっていることから、今議会への提案となっております。

以上で議案第15号の補足説明を終わります。

議案第12号から第15号までのご審議をよろしくお願い致します。

以上です。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

失礼します。

それでは私の方から、議案第16号、平成28年度黒潮町一般会計補正予算につきまして補足説明を致します。一般会計補正予算1ページをお開きください。

一般会計補正予算第2号は、既決の予算に歳入歳出それぞれ4,937万9,000円を追加し、総額をそれぞれ121億6,350万5,000円とするものでございます。また、第2条で地方債の変更を行っております。

詳細につきましては、まず歳出の事項別明細書から説明を致します。15ページをお開きください。

主だった事業につきましてご説明をさせていただきます。

まず、2款1項1目、一般管理費、9節旅費60万円は、東京で行われますふるさと納税大感謝祭というイベントへの参加旅費3人分でございます。

11節需用費50万円、そして14節使用料及び賃借料の50万円につきましても、このイベントでのパンフレットの作成や会場使用料などの経費を計上しておるところでございます。

3目財産管理費6,505万1,000円の追加は、大方球場のフェンス、ガードクッション、排水溝などの安全性の確保と、ピッチング練習場などの施設の充実を図るための改修を行うもので、専修大学を中心に、大学、高校など4校、年間300人、延べ200泊を見込んでいるところでございます。

6目企画費、9節旅費34万8,000円は、東京、大阪で行われております移住相談会へ参加するものでございます。

11節需用費の修繕料120万4,000円は、移住者住宅の修繕費用でございます。

16ページに移りまして、12節役務費2万2,000円、15節工事請負費1,926万4,000円、18節備品購入費161万1,000円につきましては、佐賀北部の集落活動センターへの経費となっており、内容は、直販所の建設工事374万円と、若山楮（こうぞ）作業棟の新設工事1,552万4,000円が主なものとなっております。

7目ふるさと創生事業費65万円は、スクールバス運転委託契約の変更に伴いまして、廃車予定でありました研修バスを廃車にせず貸し出しを行うこととなりましたので、その修繕料、車検手数料などの経費を計上しておるところでございます。

次に、17ページになります。

3款1項1目、社会福祉総務費につきましては、要配慮者避難支援対策事業を社会福祉協議会の事業と致しまして委託に切り替えるために、7節賃金より13節委託料に振り替えたものでございます。

2目身体障がい者援護費80万円は、本議会に条例の改正につきましても提案しているところでございますが、心身障がい児者福祉手当の支給対象者の拡充に伴うものでございます。

2項1目、老人福祉総務費、15節工事請負費、馬荷小学校エアコン設置工事45万円の追加は、県の住宅等改造支援事業費補助金の活用によりまして、高齢者等の憩いの場で地域の拠点であります旧馬荷小学校にエアコンを設置するものでございます。

19節負担金補助及び交付金、介護ロボット等導入支援特別事業299万2,000円の追加につきましては、全額県の交付金を活用しまして、見守り支援システムを導入することにより介護従事者の負担軽減を図り、働きやすい職場環境の整備を行うことで介護従事者を確保するためのものでございます。

18ページ。

6款1項3目、農業振興費、19節負担金補助及び交付金、中山間地域等担い手収益力向上支援事業28万5,000円の追加は、県の全額補助を活用しまして、収益力の高い作物への変換などの取り組みを目指す農家の担い手に支援を行うものでございまして、2戸の農家に10アール当たり5万円の補助を予定してございます。

7款商工費、1項3目、観光費、および4目の産業推進費の6,008万2,000円の減額は、地方創生加速化交付金の100パーセント補助分が27年度予算分で採択となりましたので、28年度計上分を減額するものでございます。

19ページ。

8款1項1目、土木総務費、7節賃金145万8,000円の追加は、水道の窓口を含めた業務分担の調整による臨時職員の雇用1人分の経費となります。

20ページ。

13節委託料、空き家対策実態調査業務委託888万9,000円の追加は、今後の空き家対策につきましては、不良住宅の除却などの防災面や、移住促進を行う上で1,000軒ほどあると思われる空き家の現状を把握する必要から、国の補助金を活用し進めることとしてございます。

9款1項4目、防災費は、19節負担金補助及び交付金、ブロック塀対策費補助金142万5,000円の追加は、県の補助と合わせ、補助限度額を上乗せした分9万5,000円の15件分を計上してございます。

10款1項2目、事務局費、14節使用料及び賃借料11万9,000円は、町所有の貸し出しをしておりますスクールバスの故障による緊急代替バスの借り上げ料を計上してございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。13ページの歳入事項別明細書へお戻りください。

これも主なものにつきまして説明をさせていただきます。

まず、14 款国庫支出金、および 15 款県支出金におきましては、説明欄に記載のありますそれぞれの事業に対する補助金を見込んでいるところでございます。

次に、14 ページ。

18 款繰入金の財政調整基金繰入金 1,460 万 9,000 円の減額は、収支の調整を行うものでございます。

21 款町債は歳出の追加に対応するもので、事業名をそれぞれ説明欄に記載しておりますのでご覧いただきたいと思えます。

次に、9 ページに戻りまして、第 2 表地方債補正をご覧ください。

この地方債の補正は、それぞれの事業債の限度額をそれぞれ調整を致しまして、補正前の限度額 37 億 1,280 万円を、補正後は 37 億 8,550 万円とするもので、その他起債の方法、利率には変更はございません。なお、補正後の限度額は、先ほどの 14 ページの 21 款町債の計と同額となるものでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは議案第 17 号、黒潮町防災広場造成工事の請負契約の変更契約の締結につきまして補足説明をさせていただきます。参考資料 61 ページをお開きください。

本工事は平成 27 年 12 月の定例会におきまして請負契約の議決をいただき、本年 11 月 30 日までの工期で、現在、西南総合建設株式会社が施工を致しております。

当初の工事は、掘削工 23 万 1,700 立方メートル、盛り土工 24 万 1,500 立方メートルで、請負金額は税込金額で 2 億 9,700 万円でありました。

今回の変更につきましては、高落差マンホールの設置工を追加し、その請負金額は 1 億 742 万 1,120 円の増額となり、変更後の請負金額は 4 億 442 万 1,120 円となります。

それでは、今回の変更内容についてご説明を致します。参考資料 62 ページをお開きください。計画平面図でございます。

赤色で示している左上の 1 号から 4 号までの高落差マンホールを設置しまして、その間を高耐圧ポリエチレン管でつなぎます。これは防災広場を造成した後、増水時に溪流から出てくる水を流入口保護工カッコ 1 とカッコ 2 で受け、水の流れを緩やかにしながら下流へと流すものでございます。

続きまして、参考資料 63 ページをお開きください。高落差マンホールと高耐圧ポリエチレン管の断面図でございます。

平面図でも見ていただいたとおり、上段 1 号と下段 2 号、高落差マンホールから水を 3 号マンホールにまとめ、4 号マンホールを通して流末に流す計画となっております。また、断面図を見ていただきますと分かりますように防災広場の盛り土の中に設置しますので、盛り土工と一体的に施工する必要がございます。

参考資料 64 ページをお開きください。流末の階段落差工の図面でございます。

下段断面図のとおり、第 3 号接続柵から落差柵カッコ 1 まで開渠となっておりますが、階段部分も蓋をして、水音による騒音も配慮した計画としております。

最後に、参考資料 65 ページをお開きください。これまで説明させていただきました高落差マンホールの構造図でございます。代表として、1 号高落差マンホールの構造図を載せております。

まず、外枠の既製品のマンホールを設置しまして、その中にドロップシャフトを設置します。このドロップ

シャフトによって水を回転させながら流速を落とし、流末まで流すようになります。1号マンホールから4号マンホールの内径の違いはありますが、同じ構造のものでございます。

以上で防災広場造成工事の補足説明とさせていただきます。

引き続き、議案第18号、黒潮町防災拠点施設1号調整池整備工事の請負契約の変更契約の締結につきまして補足説明をさせていただきます。参考資料66ページをお開きください。

本工事におきましても、平成27年12月の定例会において請負契約の議決をいただき、本年11月30日までの工期で、現在、酒井建設株式会社が施工をしております。

当初の請負金額は、税込金額で7,560万円でありました。今回の変更による地盤改良工事に伴い、その請負金額は4,624万2,360円の増額となり、変更後の請負金額は1億2,184万2,360円となります。

今回の変更内容についてご説明致します。参考資料67ページをお開きください。

場所は、左上の位置図にありますように庁舎建設予定地の上側、防災広場の排水を受ける調整池でございます。

平面図中央をご覧ください。

調整池を囲む赤色マル1、マル2、および、オレンジ色マル3斜線部分が、今回地盤改良を行う所でございます。右側枠内のおり全体の面積は819平方メートルで、体積は4,147.5立方メートルでございます。

今回、調整池の周りの地盤改良工事が必要となった理由と致しましては、受注業者が現場掘削を行ったところ、地盤の状態が良くなく、この対応について検討を致しました結果、土質を改良する作業の追加が必要となったということでございます。

続きまして、参考資料68ページをお開きください。地盤改良断面図でございます。

全ページ平面図のAからAの断面を表示しております。赤色マル1、マル2斜線部分が、構造物下の地盤改良を行う所、オレンジ色マル3斜線部分が、土工のり面下の地盤改良を行う所でございます。色分けをさせてもらっております。

赤色点線が推定岩盤線でございます。その岩盤線までの高さ4.2メートルから6メートルまで地盤改良を行うものです。

以上で、1号調整池整備工事の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは議案第19号、黒潮町道の路線認定について補足説明をさせていただきます。議案書の36ページをお開きください。

整理番号20182、路線名は新本村線でございます。

起点ならびに終点とも、黒潮町佐賀字ホソ田でございます。

なお、重要な経過地はございません。

参考資料の70ページをお願いします。施業地の航空写真です。

中央部の赤色実線部分が計画位置です。

1枚お戻りいただき69ページですが、本路線の計画平面図および標準断面図です。

本路線は、JA高知はた佐賀支所前から町道本村柿政線へ接続させる路線で、佐賀地区漁業集落環境整備事業の避難路として整備するもので、町道の路線認定について道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（矢野昭三君）

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

初めに、議案第9号、専決処分の承認を求めることについて（平成28年度国民健康保険事業特別会計補正予算）の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案第10号、黒潮町職員定数条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案第11号、黒潮町証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案第12号、黒潮町介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についての質疑はありませんか。

森君。

10番（森 治史君）

この、今あります蜷川の方で介護予防拠点施設で、健康とかいろんなことの支援をやっておりました部分が、今回、その集落活動センターに変更になります。

で、今までやられたような地域の方の健康とかの相談も、そのままこの集落活動センターの中で行われるもののでしょうか。それとも、また全然別個の形でやっていかないかなるもののでしょうか。そのへんがちょっと。

説明いただいたときに、この廃止はするけど、その廃止された項目がどこでどのようにやられるかということがちょっと理解できなかったもので、その方の説明をお願い致します。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

質問にお答えします。

引き続き、健康相談であるとか、がん検診の場として利用する予定でございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

もう一遍。一緒に言うたら良かったけど。

今現在、宿泊を取っとりますよね。で、その事業はそのまま集落活動センターの方で引き継いで受け入れ

をやっけていられるのか。それも、今までやりよったものが廃止になったんで、いうように受け取れるんですけど、そのへんを。

まあ今までせつかくいろんな形で、あこでは田舎暮らしを体験するような形で集客を取っております。その行方はどうなるでしょうか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは、森議員の質問にお答え致します。

宿泊事業につきましては、その集落活動センターで引き続き行ってまいります。

議長（矢野昭三君）

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案第13号、黒潮町心身障がい児（者）福祉手当の支給に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案第14号、黒潮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案第15号、黒潮町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第15号の質疑を終わります。

次の、議案第16号、平成28年度黒潮町一般会計補正予算については分割して行います。

初めに、歳入の全部の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

初めに、歳出のうち、2款の質疑はありませんか。

藤本君。

3番（藤本岩義君）

16 ページ。16 ページのふるさと創生事業費という所がありますが、ここで先ほど聞きますと研修バスのことだと思っておりますが、廃車予定だったのをそのままにして活用するということですので。

そこでちょっとお伺いしますが、このバスというのはですね、もともとふるさと創生の費用を利用して、町内外含めて研修を、町民の知識やそういうものも含めていくためにですね、研修バスの活用をしていって知識を高めていくということをつくっておるバスなんです、廃車とか他の目的に使うとなりますと、これは規則で定めております。使用目的やそんなものも。

これはこの間、この予算書をもってから例規集をちょっと見てみましたが、まあ3月末までにはまだ改正されてなくてですね。で、私の方もちょっと不思議に思うたのは、時々あの国道56号をですね、窪川方面に向かって走っておるのを見ましたのでちょっと不思議には思っておりましたが、まあこの予算書を見て、先ほどの説明聞いてですね、研修バスを他の目的に貸しておることが生じておるようですが。

もしこれを、規則も改正されて、そういう目的外にしておるのであればですね、このふるさと創生事業の中から出していくというのはいかがなもんかなと思います。目的と、このふるさと創生の部分とが違ってくるので、この付近はどうなっておるかなあと。

まあ、確かにバスは相当期間もたってますので古くなっておりまして、途中で相当修繕もして安全で乗れるようには、ホイールとかそういうのを変えた経過はございますが、その付近はどんなになっておるんでしょうか。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

ふるさと創生の研修バスにつきましては、長年使っておりましてかなりの老朽でですね、補修費等もかなり掛かってございます。

そして、去年からスクールバスの委託契約の方がですね、貸切バスとするとかなり高くなるということがありまして、運転手の委託をすれば、今までどおり安い金額でスクールバスの方の契約ができるということで、町のバスを貸し出してですね、運転手さんの委託をするということでスクールバスの方の委託契約を、まあ金額も安なるということで進めてまいりました。その中で、ふるさと創生の研修バスも活用させていただきようということになります。

研修バスの規則につきましては、規則の改正等を実際のところしてございません。今は運用の中ですね、安い金額の経済的にできるバスの運用上でやりくりをさせていただいている状態ですので、今後、その研修バスの規則、そして研修バス自体の傷んでおる部分もありますので、これから修繕費、かなり掛かるというふうにも想定をしております。それなら、いっそ新しい研修バスのようなマイクロバスを購入してですね、やることもひとつ経費の削減にもなるだろうということで計画をしておりますので、今後、その研修バスの規則等も含めまして見直しを検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

分かりました。

まあ、確かに古くなってますんで、今後その、ふるさと創生の分も幾分か金は残ったと思うんですが。そ

ういうのを活用してですね、子どもたちも含めいち住民の方たちの広い知識を得るために研修バスというのはそういう形で使っていただく、そういう方向に進めていただくというのが本来の目的です。

もし、これ要らんで廃車にして入れ替えるのであればいいと思いますが、もし廃止するのであれば、やっぱりこの当時、ふるさとを創生の分を利用してですね、そういう住民の方から答申も得てやっておりますんで、廃止するのであれば廃止するなりの、やっぱり広く住民の人にですね、やはりある程度納得できるような対策をせないかんとします。

それからもう1点はですね、一番大事なところは、やっぱり法令を守っていくのが我々の仕事ですので、規則の場合には議会の承認は要りませんけれども、当然、その目的外使用するのであればですね、運用の中でこれはちょっと使えない規則になっております。そうするのであれば、当然、この貸与というか貸し付けをするまでに規則はきちっと改正して、今後、ふるさと創生のバスはどうしていくのかというところのきちっとした考えを持たないうちにですね、即そういうところに安易にやっていくのであれば、規則があつてないようなものになってきますので。

その付近はどんなに考えてますか。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

研修バスにつきましては、研修をしていないときの時間がとといいますか日にちがですね、それを何とか活用するということも含めまして、先ほどのスクールバスの運用として使っているという状態でございます。

で、規則につきましても、一応運用ということになってございますので、先ほど申しましたように今の現状に合わせて、研修バスを含めてスクールバス全体が休みなく回せるような状態をつくるために、その規則の見直しも含めて検討したいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

15 ページですが、大方球場の改修工事ですけど、室内ピッチング場を造るということでしたけど、それほどここに造るのか。分かってましたらお願いします。

それからですね、16 ページですけど、工事請負費の集落活動センター整備工事 1,926 万 4,000 円ですけど。この佐賀北部の直販所、これも、言ったかもしれませんが直販所の場所と。

それから、若山楮（こうぞ）への補助ということでしたが、私、ちょっと若山楮（こうぞ）こと詳しくどのようにやってるかは分からないんですけど。これをどのような形の補助になるのかなというのはですね、丸投げで補助しますからやりなさいじゃなくて、今後これを、例えば雇用のためにどんどん使ってもらうとか、雇用確保ですね。とか、若山楮（こうぞ）、一つの特産物でも、そこまでいくかどうかは分かりませんがそういうふうに育てていくとか、いろいろ方法があつて補助を出すんじゃないかなと思うんですけど。

そういうのがありましたらお願いします。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは宮地議員のご質問にお答えを致します。

ピッチング練習場の位置でございますけど。球場と補助グラウンドがございますけど、その間にスペースが

ありますので、そこへ設置をしております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

佐賀支所長（矢野雅彦君）

宮地議員のご質問にお答え致します。

まず、直販所の建設場所でございますが、現在集落センターで活動しております旧保育所を一部改修等致しましてですね、そこを直販所にするということでございます。

それから、楮（こうぞ）の工事、作業等の工事でございますが、佐賀橘川という所の土地にですね、楮（こうぞ）の作業場を建設するというところでございますが、そこで一体的に楮（こうぞ）の作業、楮（こうぞ）からまずいろんな工程を経て、白皮という、紙の原料になるような製品を作ります。そしてその後ですね、その白皮を元にまた工程を経て和紙に加工していくわけでございますけども、そういったことを一体的にできるような作業場を建設するというところでございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

ほか質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、3款の質疑はありませんか。

森君。

10番（森 治史君）

先ほど説明いただきましたけど、もう一度お願い致します。

17 ページの 19 節負担金補助及び交付金という所で介護ロボット等導入支援特別事業ということで、介護従事者を確保するための、というような形でのあれがありましたけど。

これ、ずばり言って支援する先ですよ。まあ、シーサイドホームとかその他あると思いますけど。そのように分かっておるものでしたら、これをどこの所に支援して入れるとかいう、導入するとかいうことが分かっておれば、今の現時点で。分かってなければ予定だけでなりますけど、いずれそういうことになるがではなからうかというように思うんですけど。

事業所へこのロボットは導入されると思います。ほんで、町の福祉課が持つ道具ではないと思いますので、そのへん、ある一定分かっておれば教えていただきたいんですけど。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

質問にお答えします。

特別養護老人ホームかしま荘が、国の地域介護・福祉空間整備促進事業の交付金を受けて導入するものとなります。

以上です。

議長（矢野昭三君）

質疑ございませんか。

坂本君。

1 番 (坂本あや君)

その、導入するロボットというのはどういうものなんですか。

議長 (矢野昭三君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (宮川茂俊君)

質問にお答えします。

ここで言う介護ロボットとは、いわゆる二足歩行のロボットではなく、入居者の睡眠、覚醒、起き上がり、離床などをパソコンやモバイル端末で一括管理するシステムのことです。

このシステムの導入により、先ほども説明させていただきましたが、介護従事者の負担を軽減すること、および働きやすい職場環境の整備を行うことで、介護従事者の確保に資することを目的としております。

以上です。

議長 (矢野昭三君)

質疑ございませんか。

坂本君。

1 番 (坂本あや君)

ばらばら聞いてすみません。

それは1機ですか、それとも複数機なんですか。それで、それは移動できて、いろいろな所に持って行って移動して使えるような機能を持ったものなんですか。

すみません、ちょっと現物分からないので聞いてるんですけど。

議長 (矢野昭三君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (宮川茂俊君)

質問にお答えします。

システムですので、トータル的なものです。いわゆるそのロボットが何機も入ることではなく、システムとして入ってきますので、そのセンサーなんかをどの程度設置するかはまた今後の話になると思いますが、センサー等が設置されて、システムの的に中央で統括的に管理するというシステムになると考えております。

以上です。

議長 (矢野昭三君)

質疑ございませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、6 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、7 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、8 款の質疑はありませんか。

森君。

10 番（森 治史君）

すいません、19 ページの役務費ですかね、31 万 4,000 円で不動産鑑定士の仕事が入ってるようですが、この場所はこの工事に入るのかと。

それから、これとそれから、次の 20 ページの方にいきまして委託料の 888 万 9,000 円の空き家対策実態調査業務ですが、委託となっておりますが、これはどのような所に委託をされるのか。もし役場の方ですので、臨時職員を雇うとはなっておりませんので、委託先が分かればどういう形の委託で空き家の対策を、業務を遂行されるかについてお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは、不動産鑑定に係るご質問にお答え致します。

この不動産鑑定につきましては、現在、高規格道路として拳ノ川から佐賀までの事業化を図っております。その中で、本線に向けての作業用道路を荷稻地区、そして小黒ノ川地区へ整備しようとしています。その中の宅地部分 2 筆についての土地鑑定でございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

質疑ありませんか。

（議場から何事か発言あり）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

森議員のご質問にお答えします。

委託先につきましては、まだ業者の方が決定しておりませんが、コンサルの方に見積もり等を取りまして、委託先は決定するということになります。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

失礼しました。

ほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、9 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、10 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出の質疑を終わります。

次に、第 2 表地方債補正についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、第2表の質疑を終わります。

これで、議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案第17号、黒潮町防災広場造成工事の請負契約の変更契約の締結についての質疑はありませんか。
森君。

10番（森 治史君）

お伺い致します。

この請負契約ですけど、12月のときの金額の2億9,000、約3億円のあれは造成ということで承認があったと思います。

その時点で、この今いわゆる排水に関する工事が入ってなかったとしたら、まあ今の課長の説明聞くと、これを別枠で新しく請負に出してやるとその造成と一体でやっていかないかんような説明がありましたんでなかなか、1億ですから別の業者さんの仕事になるというメリットがあるかなと思ってもこう質問しようと思ったけど、まあ造成しもっての工事やということですので。

一つお聞きしたいのは、当初からこの計画がなかったら造成工事をするにしてもおかしいような形になると思うんですが、一番最初の方の計画の段階から、この柵工で流水して水を1号の調整池まで持っていくという計画としてはあられたのか。もともと、最初の端は造成ということだったんですけど、まあこれ大きな金額になります。当初からあるものでしたら、やはりお金が掛かっても当初から組み入れて予算請求すべきではなかろうかと思うんですが。最初からその湧水柵が要るものだったと分かかっておったのか、それとも工事を始めて必要になったか。

そのへんをお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは森議員のご質問にお答え致します。

当初から、この柵、排水溝につきましては、計画はございました。

昨年度の予算要求、国への要求につきまして、こちらの方の要求額に対する内示額が46.6パーセントと、50パーセントを切るような内示額でございまして、その3億ぐらいの予算の中で、まずは庁舎建設予定地の造成の部分の切り土等に着手をしなければならないというような判断の下、まず土工の工事発注を致しました。その時点では、28年度の予算において変更、または新たに柵の工事について着手する予定でしたけれども、27年度に補正予算がつかまして、約2億4,500万円補正予算がつかしました。それを3月議会で議決をいただき、繰り越しを致しまして、その予算をもって変更で対応させていただきました。

ちなみに、別発注を致しましたところ、そこも検討を致しましたけれども、約1,700万円ぐらいの差がつかますので、今回、変更の中で対応をさせてもらったところでございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

質疑ございませんか。

山崎君。

4番（山崎正男君）

今の工事の関係ですが、この63ページの図面、それから62ページの図面を見る限り、このホールは水の落

差を緩やかにするという感じでございますが、この水の流れがどの程度のスピードになるものか分かりませんが、このホールの中で堆積するようなことがないか。入り口部分の構造はそういうものを除くような状況になっているのかどうか。

それから、ドロップシャフトの中で堆積するようなことはないのか。

それから、ドロップシャフトというのは固定されたものなのか。

そこらあたりをお聞きします。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

山崎議員のご質問にお答えします。

まず、ドロップシャフトにつきましては固定されたものでございます。

で、その中に水が入ってきて堆積物があるかということでございますけれども、この資料の65ページに高落差マンホールの構造図を付けらせてもらっています。

左側の構造図で見ていただきますとおり、マンホールの左側にドロップシャフトを設置を致します。で、右側の方が管理の部分でございまして、階段等、手すり等で、下まで下りれる構造になっております。ですので、流入口からやはり枝、葉、そして土等がやはり入る可能性もございまして、あと何年か後についてはこの管理の中で、下りる所で下の方を管理をしていくということになってくるということでございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

質疑ございませんか。

浅野君。

12番（浅野修一君）

失礼します。

今のマンホールの件でちょっと確認しちよきたいがですけど。

1号から4号までですかね、マンホールの方がありますけど、62ページ、63ページで見ますと、63ページの方で3号マンホールの方ですね。規模的にいいですか、1号と2号が合流してくる所をですね、これで見ますと何か同じような構造というか、一体にこう流れるんじゃないかと、合流した部分についても同じような構造であるもので。そういった強度計算もされちよたいとは思いますが。そういった何か、まあ素人考えで申し訳ないがですけど心配があるがですけど。

そのへん、ちょっと確認したいがですけど。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

浅野議員のご質問にお答え致します。

1号、2号と比べまして、やはり3号、4号のマンホールにつきましては大きさが少し大きくなります。その安定計算上した結果、このような高さとか幅とか、そういうような形でしておりますので、1号と2号がまともですけれども、安定計算上、大丈夫ということでございます。

議長、もう一つ構いませんか。

（議長から「どうぞ」との発言あり）

すいません、先ほど山崎議員のご質問の中で抜かっておりました。

入り口についてですけれども、流入口につきまして2カ所設置しておりますが、これはふとんかごで設置をしまして、そこからはやはりそういう枝葉等はできるだけ入らないような、下にシートも敷きまして、そういうような設置をしております。

議長（矢野昭三君）

ほかに質疑ございませんか。

小永君。

7番（小永正裕君）

すいません。私、技術的なことはあまり詳しいには分かりませんが、金額的に言えば、最終的に25パーセント程度の増額になってるがですね。工事費が。非常に、まあ自分たちの感覚から見ると大きな金額に思うがです。

で、最初からですね、あの辺は高低差が非常にこう急峻（きゅうしゅん）な出入りの山があつてですね、地盤もあんまり強くないというふうなことも地元の人に聞いておりましたんで、で、名前が防災広場ですから、非常に、少々長周期的な間隔はこの揺れが60秒以上続くといわれてますんで、そういうときにも安心して避難できる、そういう広場ができるもんじゃと思うてました。いうことは、設計段階から現地調査をしっかりとですね、足元からずうっと積み上げてしっかりしたものを。そういう広場を造り上げんといかん、というふうな思いでやってくれるんじやろうというふうには自分は思うてましたけども、実際、こういう長い間、工事も中断なつたと。次の議案にあります調整池の方もそうですけども、両方工事がストップしてですね、全然進展してなかったというふうな話聞いてびっくりしたことがあったわけです。

現地調査とかいうのを十分にやられたかどうか。そういうものの反省かどうか。あとは、その設計士さんが十分なその考慮をしてなかったかというふうな。どっちが原因が分かりませんが、何か、原因は何なんでしょうね。

端的に、分かりましたら教えて。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

小永議員のご質問にお答え致します。

現地調査につきましては十分、コンサルの方と、町の方と、協議、確認しながら進めてまいっております。

原因につきましてはやはり、先ほどお話もさせてもらいましたが、実際4億円以上の防災広場の工事費が必要ところが、27年度予算につきましては内示額が少なかったというところで、このような工事の施工方法となりました。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7番（小永正裕君）

私がおの、前に聞いた話で大方中学校の例があつてですね、今、運動場になってます。東側のですね、校舎の。

あそこは今、体育館と給食センターが常設されましたけれども、グラウンドの方に。あのずうっとそのグラウンドの下の方ですね、実際、中に水がたまって、水がはけないですね、豆腐の上にグラウンドとか建物

があるような状態やというふうに聞いたことがあるんです。で、揺れたらですね、長周期振動があれば、まあ液状化現象というのは当然起こってくるわけですね。大変なことになるわけです。いうふうな、その今の大中の方のグラウンドの方も、まだ処理がされてないんじゃないかと思うんですけども。そういうその不安感があって、この防災広場と名の付く所はですね、避難した人が安心しておれる所はかどうかということが非常に心配やったがですよ。

だから、そういうその先例があるのにですね、なお、おんなじような、足元の下から頑丈なものを造り上げていくというふうな方針がですね、ちょっとどこかに欠けておったというふうなことがあるんじゃないかと思うんですけどね。それが一番心配なわけです。

で、また後からやるとなったら、また巨額なお金が掛かると思うんですよ。最初からちゃんとやっておればですね、やはり金額ももっと少なくなったんじゃないかと、まあ素人的には思うんですけど。

実際どうなんですか。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

小永議員の再質問に答弁させていただきます。少し18号と絡みますので、ちょっと先走った答弁なるかも分かりませんが。

まず、土木工事の特性としてどうしても開削してみないと詳細については分からないというのは、これはもう、これまでの土木工事の請負契約の変更等々の願いをしてきた観点からも、ご理解いただけようかと思っております。

この現地調査につきましては、ボーリングも相当数やっておりますけれども、ピンポイントでこの調整池の所へ、これ次の議案になりますが、の所にいかなかったと。

それから、今ご説明させていただいております17号につきましては、12月議会の参考資料の方では、この排水路を記載した参考資料をお配りさせていただいております。当初からこの計画はあったんですけども、あまりにも財源の裏打ちがない中での予算提案が非常に高度な判断を要するという事です。

これはどういうことかといいますと、都市防とかの社会資本整備総合交付金のような、例えば複数年度にまたがるような単一事業の場合は、年度間調整といいまして最終年度で財源調整を行う機能がございます。国の方で。ただし、それすらも見込めるか見込めないか分からないぐらいの配分率しか頂けなくてですね、これが50パーセントを切っていた配分率ということでございます。町内各地での配分をした結果ですね、この庁舎建設に充当ができる財源というのが非常に限られておまして、その上に、さらに次年度の見通しもつかないままで議会の方へこれを上乘せして後年度の財源調整での説明をするというのが、自分たちにとってほんとに説明責任を果たしたことになるのかどうなのか。これが、自分たちが非常に迷った高度な判断の要素でございます。

従いまして、補正がついたので急きょ対応させていただきましたという形にはなりましたが、12月議会で提案ができなかった理由についてはそういうことです。17号議案についてはそういうことでございます。

議長（矢野昭三君）

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案第 18 号、黒潮町防災拠点施設 1 号調整池整備工事の請負契約の変更契約の締結についての質疑はありませんか。

森君。

10 番（森 治史君）

これですが、今ちょっと、先の町長の答弁の中にもボーリングもかなりはやったようですが、それが数が、打ったとことやってみたとこと違うような話でしたけど。

そのコンサルタントにお願いして、委託して事業をやっております。そのお金もかなりはめてるはずですが、なかなか、どんだけボーリング、何カ所ぐらいやって、それがうまいこといかざったかいうこと。

まあ、のり面に関しては、業者がのりを、岸を崩し始めて土質が分かったということです。これはもう致し方ないと思いますけど。それなんかでも一定限、調査を委託しちゃうんですから、その中の委託業者の中からでもやっぱり、なかなかうまいこと見つけれるものかどうかは分かりませんが、そのへんもやっておかなければならないのではなからうかと思えます。

それで、これで一番困るのはやはり、こんだけずれが出てきたら、せっかく受けていただいた業者さんにもその期間、一定期間仕事が止まってしまうということが起こります。それで、できるだけならこういうことがないようにしなければいけないと思います。受けてもらう側としても。

この一番のがは、住民の方からいつになったらできるがぜよと、庁舎が。いう言葉が、よう問い掛けてこられます。そのときに、できると思いますってしっかり、できる準備もつくって、段取り繰って、もう段取りはできてますので必ずできると思いますというように言ってますけど。まあ来年も何月までには庁舎が完成するようになっておりますのでできるというように説明はさせていただきますけど、これほど遅れが出てくると、住民の方々がほんとに間に合うかなという声もぼつぼつ挙がってきております。

そういうこと含めて、最初の端のその庁舎のときにどれだけのあれが、きちっとできておったと思うんですけど、これがこういう結果になって 61 パーセントの増額になっておりますので。

このへんも含めて、再度説明をお願い致します。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは森議員のご質問にお答え致します。

ボーリング調査におきましては、防災広場、庁舎建設地、調整池等、この一帯の区域において 14 カ所ボーリング調査を行われております。今回の調整池の部分につきましては、2 カ所ボーリング調査を行っております。

ただ、このボーリング調査というのは、岩盤線がどこら辺まであるかというような調査でございまして、実際工事を発注し、調整池の現場の地盤を確認したところ、やはり地盤改良、構造物下、土坡（どは）構の下、そこについての地盤改良が必要だというようなことが判明した結果、今回変更の対応となったものでございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

構いません。先ほど一緒に質問されたがやけど、町長の方がいいんでしょうかね。

住民の方が、あんまり工事が進んでないので、要は本当にできるかという。その完成が間に合うかという

言葉がよく聞きます。

それで、先ほども言いましたけど、スケジュールがきっちり組んでおりますいうて。で、29年の11月までには完成予定となっております。だからちゃんとできると思います、というように言ってますけど。これほど遅れが出てきておりますので、そのへんの心配が生じてくると思うんですが、そのへんは大丈夫でしょうか。やはり問われたときにはっきり言うてあげんと、住民の方が心配しますので。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは森議員の再質問に答弁させていただきます。

全体スケジュールの中で一番のコントロールポイントとなっているのは、あの庁舎の本体が建つ所ですね、その宅盤の造成がいつの段階で完了するののかというのが、一つの大きなコントロールポイントになっております。それが成りますと庁舎が建ちますので、庁舎建てながら周りの造成工事も並行して行っていけると。ただし、建築主体工事自体が時間がかかるので、そこに一日も早く入れること、これが一番のコントロールポイントでございます。

これまでの造成工事のスケジュール上の若干の遅れは、全体スケジュールの中で吸収できるまだ範囲にございまして。現行では、もともと組んだスケジュール自体も厳しくて、少し遅れたのでさらに厳しくはなりましたが、現行ではまだ吸収できる範囲にあると自分たちは考えておりまして。その旨で、業者さんでありますとかコンサルと調整を図って進めているところです。

議長（矢野昭三君）

質疑ありませんか。

小永君。

7番（小永正裕君）

今回のこのあれで私の知ってる限り、ボーリングで十分な調査ができてないというのは3回目です。

今回、この件ですね。それとその前は、さっき言いました大方中学校の庭。体育館の下の方ですね。そういう所に、やはり十分な排水処理のされてない、非常に軟弱な状態で今のグラウンドがあるというふうなこと。その前はですね、町道湊川線で、口湊川で橋を今架けてます。新しい橋架けてますけども。その橋を架けるために調査したときに、ものすごい丈夫な岩盤が出てきたんですね。これはもう間違いないと。これ以上丈夫な岩盤はないぐらい、そういう話聞いておりました。そしたら工事始めた場所、もう底なし沼みたいで、どんどん掘っても掘っても、軟弱な土砂が下へずうっと堆積しておるといふふうなことが出てきて、これも長い間、工事が中断したことがあったんです。

そういうその経験をですね、後にずっと生かしていくようなシステムはないんですかね。工事に関してはこういうものをしっかりやってないと、後で余分なお金が掛かりますと。税金が掛かりますよというふうなこと。無駄のないようなですね、地盤、基礎。何でもそうですけど、基礎を一番先につくりなさいと。練習するにしてもそう言われますが、もちろん土木工事にしても、家を建てるにしてもですね、一番基礎となるものを丈夫に、しっかりしたものをつくりなさいというふうな、私は子どものときから習いました。

おんなじようなことを繰り返して、工事に関してちょっと反省すべきことはいっぱい出てきておりますが、これを今後続く土木工事とか建築に関してですね、生かしていくようなシステムをしっかりと構築すべきじゃないかと思っておりますけども。

こういう経験を生かして何とかしたいというふうな考えが、何とか持ってほしいと思っておりますが、どうでしょ

うか。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

小永議員のご質問にお答えします。

今後は、発注、業務等、業者の方と密な連絡、協議を取りながら、このようなことがないように進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第18号の質疑を終わります。

次に、議案第19号、黒潮町道の路線認定についての質疑はありませんか。

山崎君。

4番（山崎正男君）

町道の路線認定についてお伺いします。

この新本村線いいますか、新しい部分が69ページの図面で示されておりますが。

この角々ですが、2カ所ぐらい角がありますけれど、ここらは用地を購入して真っ直ぐにするとかいう考えはないがでしょうか。

それからですね、この同じ町道の中でこのピンクの色と茶色の色が交わる、そのホソ田中角線ですか、この2路線が交わるような格好になりますが、ここらは町道の認定の際には区切りをちゃんとするようなことになるがでしょうか。

それから、この道は郵便局の方からここまでつながるような道になりますけれど、スムーズな車両が。例えば、普通車がスムーズにで入りできますとかいうことになるがかどうか。

確認致します。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

ご質問にお答えします。

まず、角々という場所につきましては、各筆塚の部分になると思いますが。こちらにつきましては、今後7月以降に測量設計に入っていきます。そこで実測量ができた段階で、またあらためて地権者交渉等に掛かっていくということになってきます。

あくまでもこれは現況の見取りの平面図ということで、現在ご理解をいただきたいと思います。

また、色の違う赤色と朱色の部分のことでしょうか。

（議場から何事か発言あり）

この部分はあくまでも取り合わせになってきますので、それも測量設計が詳細設計が出来上がった段階で、また地域の方々に提案をさせていただくようになります。

もう1点、郵便局との取り合わせ、交通の取り合わせになってきますが。今回改良を行います道路につきま

しては、あくまでもこの赤色部分を集落の避難道として佐賀地区漁業集落整備事業で執り行いますので、この部分のみの交通便を、普段の利用頻度を上げるということも併せて取り組んでいるものです。

以上です。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

町道を新しく造られる際は、今後のことも踏まえてですね、便利の良い町道、沿線がスムーズに流れるような町道にしていけないかと思いますが、今後、そういうことも考えてですね、また新たなその用地交渉が必要になるかと思いますが、ぜひそういうことも考えての路線認定をしていただきたいと思いますので。

もう1回、そこの将来的にこうしたいというのがあればお聞かせください。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

将来的な利便性の部分につきましてですが。今回、集落避難道として整備を建設側が所管します町道に編入をしていきます。

この部分につきましては、また関係する、佐賀支所の場合は建設課となりますので建設課と協議をしながら、路線の法線等をまた協議をしていきたいと思います。

以上です。

議長（矢野昭三君）

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第19号の質疑を終わります。

これで質疑を終わります。

ただ今、議題となっております、議案第9号から議案第19号までは、お手元にお配りしております委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 10時 56分